

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

※ 一般基準及び種類別基準については市町村において規定していますので、詳細については各市町村屋外広告物担当課へお問い合わせください。

1. 許可基準

（1）一般基準（各市町村施行規則）

一般基準	美観上の基準	(1) 市街地における広告物は、都市の環境に調和、都市美を害さないもの。 (2) 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のもの。 (3) その効果の限度においてなるべく小さくすること。 (4) 赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩 ※表1を使用する場合は、その表示部分を最小面積 ※表2にとどめること。 (5) 赤色と緑色は、近接として使用しない。緑色と紫色においても同様。 (6) 夜間照明を目的とするネオンサイン等は、点滅速度をゆるやかなものとし、サーチライトを使用しない。
	危害防止の基準	(1) 容易に腐朽し、又は破損しない構造。 (2) 設置の方法が不完全で倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するもの。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨げないもの。 (4) 一般交通の用に供する道路上に設置しない。

※表1 マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超
緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超
紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超

※表2 次表の範囲内

広告物を表示する地域	最小面積割合
商業地域、近隣商業地域、準工業地域	50%を超えない
上記以外の地域	40%を超えない

・大和郡山市の色彩基準（平成20年6月1日規則改正）

赤、緑、紫等の原色又は原色に近い色彩として定める色彩

		色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
景観形成重点地区 （大和郡山市景観形成ガイドラインに定める城下町・城趾エリア及び環濠集落）	赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	6 超	総面積の30%を超えない範囲とする
	黄赤 (YR)	—	—	6 超	
	黄 (Y)	—	—	4 超	
	緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	2 超	
	紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	2 超	
	その他	—	—	2 超	
その他の地区	赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超	上記※表2に準ずる
	緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超	
	紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超	

・一般県道中和幹線沿道※（大和高田市、桜井市、香芝市及び広陵町）の色彩基準（平成30年10月1日規則改正）

※道路境界から10mの範囲を各市町長が指定

マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
赤 (R)	—	—	10 超	板面の30%を超えない
黄赤 (YR)	—	—	10 超	
黄 (Y)	—	—	10 超	
その他	—	—	8 超	

(2) 種類別基準 (各市町村施行規則)

		＜地域別の基準＞		＜共通基準＞		
建築物を利用するもの	屋上広告物	天理市、桜井市のうち市長が指定する地域		(1) 建築物の高さの1/3以下 (2) 地上からの高さ1.5m以下		(1) 高度地区指定による 最高限度の高さ未満 (2) 和風建築物の棟には掲げ ない (3) 屋根には直接ペンキ等で 表示しない
		1・2種中高層住居専用地域、 1・2種住居地域、準住居地域		(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.5m以下		
		二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）		設置しないこと		
		住宅市街地エリア （中和幹線）	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		田園・山なみエリア （中和幹線）	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積2.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積2.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		沿道市街地エリア （中和幹線）	建築物の高さ： 1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下 (3) 総表示面積1.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下 (3) 総表示面積1.0㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		上記 以外	建築物の高さ：1.5m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ2.0m以下		
			建築物の高さ：1.5m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ3.6m以下		
建築物を利用するもの	軒下広告物	壁面にとりつけるもの	二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）	(1) 8㎡以下 (2) 総表示面積2.4㎡以下 (3) 建築物の高さ以下		＜共通基準＞ ・1壁面に3個以下
			住宅市街地エリア（中和幹線）	(1) 1.0㎡以下 (2) 総表示面積3.0㎡以下 (3) 建築物の高さ以下		
			田園・山なみエリア（中和幹線）	(1) 2.0㎡以下 (2) 総表示面積6.0㎡以下 (3) 建築物の高さ以下		
			沿道市街地エリア（中和幹線）	(1) 表示面積は2.0㎡以下 (2) 壁面にじか付けするものは、 他の広告物の表示面積を含め 壁面の1/3以下		
			上記以外	(1) 表示面積は両面で2.0㎡以下 (2) 突出幅は壁面から1m以内 （道路を占有するものに限る） (3) 路面からの高さは歩道上 2.5m以上、車道上4.5m以上		
		壁面から突出するもの	二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線） 住宅市街地エリア（中和幹線） 田園・山なみエリア（中和幹線） 沿道市街地エリア（中和幹線）	(1) 道路上に突出しない (2) 総表示面積は壁面ごとに 1.0㎡以下 (3) 建築物高さの2/3以下		
			上記以外	(1) 表示面積は両面で2.0㎡以下 (2) 突出幅は壁面から1m以内 （道路を占有するものに限る） (3) 路面からの高さは歩道上 2.5m以上、車道上4.5m以上		

	<地域別の基準>		<共通基準>
塀・垣 広告物	(1) 古い土塀には掲げない (2) 表示面積は塀・垣の立面積の1/3以下、かつ、20㎡以下 (3) 高さは塀・垣の上端を超えない (4) 同一の塀・垣に3個以下		
広告塔及び 建植広告物	二上山・三輪山眺望エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積24㎡以下、かつ、1面の面積は8㎡以下 (2) 地上からの高さ8m以下	以下を除いて設置してはならない ・ 自家用広告物 ・ 市街地において表示するもの
	住宅市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積15㎡以下、かつ、1面の面積は5㎡以下 (2) 地上からの高さ6m以下	
	田園・山なみエリア (中和幹線)	(1) 総表示面積30㎡以下、かつ、1面の面積は10㎡以下 (2) 地上からの高さ10m以下	
	沿道市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積60㎡以下、かつ、1面の面積は20㎡以下 (2) 地上からの高さ木造10m以下、鉄骨造15m以下	
広告塔	上記以外	(1) 表示面積60㎡以下、かつ、1面の面積は20㎡以下 (2) 地上からの高さ木造10m以下、鉄骨造15m以下	鉄道又は道路敷きから展望できる100m以上の場所に設置、かつ、広告物相互の間隔は100m以上
建植広告物	上記以外	(1) 表示面積30㎡以下 (2) 地上からの高さ5m以下	(自家用広告物、鉄道の駅の構内、市街地において表示するものを除く)
電柱広告物	電柱から突出するもの	(1) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下 (2) 地上から広告物の下端までの高さが4.5m以上で民地側に設置	<共通基準> ・ 1本の電柱に突き出し、巻きつけ各1個以下
	電柱に巻き付けるもの	(1) 大きさは縦1.8m以下 (2) 地上から1.8m以上に設置	
アーチ広告物	(1) 地上からの広告物の下端までの高さは4.5m以上 (2) アーチ上部には公共的な名称のみ表示し、その他の広告物は下部の柱部に掲出		
気球広告物	(1) 気球の大きさ直径3m以下、地上高さ45m以下、係留する綱に架設する広告物は縦15m以下、横1.5m以下 (2) 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れない (3) 広告面にネットを用いる (4) 風速5m以上の時は掲揚しない (5) 気球に補助綱があること		
広告幕	(1) 懸垂幕は縦10m以下、横1.2m以下 (2) 横断幕は繁華街においてのみ掲げる (3) 懸垂幕・横断幕の外周には風圧に耐えられるよう適当なロープを入れる (4) 旗、のぼり等の布地を用いるものは、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しの他、商店街の慣習として認められる場合に限る		
立看板	(1) 大きさは縦1.8m以下、横0.9m以下 (2) 脚部の長さは0.5m以下		
はり札	(1) 表示面積は1枚につき0.5㎡以下		
はり紙	(1) 表示面積は1枚につき1㎡未満。(掲示板に掲出する場合を除く) (2) 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は掲出しない		

2. 禁止地域・許可地域の適用除外基準（禁止地域基準：県施行規則、許可地域基準：各市町村施行規則）

(1) 自己用広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が5㎡以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く）、第2種歴史的風土保存地区、風致地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が7㎡以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
上記以外の地域及び場所	(1) 各広告物の表示面積の合計が10㎡以下

※1 禁止地域のうち展望規制区域については（4）を参照

※2 歴史的風土特別保存地区、第1種・第2種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(2) 自己管理広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 表示面積の合計が1㎡以下
上記以外の地域及び場所	(1) 表示面積の合計が5㎡以下

※歴史的風土特別保存地区、第1種・第2種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(3) 道標及び案内板

広告物を表示する地域及び場所		広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第1種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	道標	(1) 縦30cm以下、横75cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物等の紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下
主要交差点周辺※	道標	(1) 縦80cm以下、横240cm以下 (2) 地盤面から広告物上端までの高さ4m以下（同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は、4.8m以下）
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下
上記以外の地域及び場所	道標	(1) 縦40cm以下、横105cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積5㎡以下

※奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域に指定された路線における信号を有する交差点の周辺30mの範囲

(4) 展望規制区域及び主要交差点周辺（禁止地域）における自己用広告物の許可基準

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格		備 考
	建築延面積	各広告物の表示面積の合計	
展望規制区域内の準工業地域、工業地域、工業専用地域	500㎡以下	20㎡以下	鉄道又は道路敷地からの距離が20mを増すごとに広告物の規格にそれぞれ10分の1の面積を加算する。 総表示面積10㎡以下は許可不要
	500㎡超1000㎡以下	30㎡以下	
	1000㎡超	40㎡以下	
展望規制区域内で上記以外の地域	500㎡以下	15㎡以下	総表示面積10㎡以下は許可不要
	500㎡超1000㎡以下	25㎡以下	
	1000㎡超	35㎡以下	
展望規制区域外の主要交差点周辺	—	—	総表示面積10㎡超えは許可必要

※それぞれの屋外広告物の種類別の基準を満たす必要があります。

3. 景観保全型広告整備地区について

学研奈良登美ヶ丘駅周辺景観保全型広告整備地区	生駒市鹿畑町の一部地区
京奈和自動車道・五條道路インターチェンジ周辺景観保全型広告整備地区	五條北インターチェンジ周辺地区 五條インターチェンジ周辺地区 五條西インターチェンジ周辺地区
京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）沿道景観保全型広告整備地区	京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）の路端から両側200mの間の地区
法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区	斑鳩町内の奈良大和郡山斑鳩線、国道25号、大和高田斑鳩線の一部区間の沿道地区
山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区	天理環状線（天理市内）～国道169号（桜井市内）の一部区間の沿道地区
主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区	西名阪道郡山インターチェンジ、法隆寺インターチェンジ、香芝インターチェンジの各周辺沿道地区

※広告物等の表示の方法に関する事項を別途定めています。

【奈良市】

景観保全型広告整備地区に該当する場合は別途基準あり

● 第1種禁止地域

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計：5㎡以下

① 一般基準

屋外広告物ごとの表示面積：3㎡以下

項目	基準			
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること			
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			
	・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと			
	・特定商品名のみを表示するものでないこと			
	・特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下			
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			
	・写真等は表示しないこと			
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)			
危害防止の基準	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと			
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること			
	地色	色相	明度	彩度
		R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下
				1.0以下
		YR系	0.0YR以上5.0YR未満	2.0以上5.0以下
				2.0以下
				5.0超7.0以下
				2.0以下
				2.0以上5.0以下
				4.0以下
				5.0超7.0以下
				3.0以下
	文字色等	Y系	0.0Y以上5.0Y未満	2.0以上5.0以下
				4.0以下
				5.0超7.0以下
				2.0以下
		N系(無彩色)	2.0以上7.0以下	3.0以下
				—
		その他の色相	使用不可	
		R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし
				10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし
				10.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし
				8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし
				6.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし
				6.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし
				6.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし
				6.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし
				6.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし
				6.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし
				8.0以下
		N系(無彩色)	制限なし	—
	・配色調和に配慮すること			
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる			
	ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること			

② 種類別基準

種類及び項目		基準	
屋上広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等	数量	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他		・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
		面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下
		数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下
		その他	・古い土塀には掲げないこと
広告塔・ 広告板	広告塔	表示・設置	・広告塔は表示又は設置しないこと
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		色彩	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度
		その他	・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
		自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
電柱広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
広告幕	共通	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
		面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下
	のぼり	その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はりり り札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第2種禁止地域 ／ ● 第3種禁止地域 ／ ● 第4種禁止地域

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計： 第2種禁止 7㎡以下 第32種禁止 10㎡以下

① 一般基準

一般基準

項目	基準				
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
	・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと				
	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下				
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下				
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)				
	・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと				
危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること				
			色相	明度	彩度
	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下
		N系(無彩色)	制限なし	—	
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
		N系(無彩色)	制限なし	—	
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる				
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下				
	(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下				
	(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする				
	地色	色相:R,YR	明度:制限なし	彩度:12.0以下	
		色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP	明度:制限なし	彩度:10.0以下	
		色相:BG	明度:制限なし	彩度:9.0以下	
	文字色等	色相:R,YR	明度:制限なし	彩度:14.0以下	
		色相:Y,RP	明度:制限なし	彩度:12.0以下	
		色相:GY,G,BG,B,PB,P	明度:制限なし	彩度:10.0以下	
	・配色調和に配慮すること				
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる				
	ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				

② 種類別基準

種類及び項目			基準	
屋上広告物			表示・設置	・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等	数量	面積	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下
			数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他	突き出し形式は、表示又は設置しないこと		
		建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと		
		大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの		
		・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること		
塀及び垣 広告物	高さ	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	
	面積・規模等	面積	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下	
	数量	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	
	その他	その他	・古い土塀には掲げないこと	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下
		数量	数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下
	広告板	高さ	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		自立し、移動可能な 広告板	高さ	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
	共通	色彩	色彩	・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度
		その他	その他	・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
電柱広告物			表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物			表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物			表示・設置	・表示又は設置しないこと

広告幕	共通	面積・規模等	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はりり札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第1種特別許可地域

① 一般基準

項目		基準			
美観上の基準		・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			
		・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること			
		・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			
		・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			
		・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと			
		・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			
		・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下			
		・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はりり札、はり紙を除く)			
		・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと(自己用広告物を除く)			
		・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと			
危害防止の基準		・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			
		・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			
		・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			
		・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと			
色彩の基準		・次の範囲内の色彩であること			
		地色	色相	明度	彩度
			R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下
			G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下
			B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下
			P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下
			N系(無彩色)	制限なし	—
		文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし
			G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし
			B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし
			P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし
			N系(無彩色)	制限なし	—
		・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる			
		(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下			
		(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下			
		(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする			
		地 色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下			
		色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下			
		色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下			
		文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下			
		色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下			
		色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下			
		・配色調和に配慮すること			
		・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる			
		ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること			

② 種類別基準

種類及び項目		基準			
壁面広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと			
		・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下			
	面積・規模等	・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下			
		・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下			
	数量	ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下			
		・突き出し形式は、表示又は設置しないこと			
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと			
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること			
		(1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと			
		(2) 次の事項に該当すること			
		ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと			
		イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下			
		ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下			
		エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの			
塀及び垣広告物	表示・設置	・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること			
		・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること			
	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと			
		・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下			
	面積・規模等	・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下			
		・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下			
数量	その他	ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下			
		・古い土塀には掲げないこと			

広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下			
	面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下			
広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下			
	面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下			
広告塔・ 広告板	自立し、移動可能な 広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下			
		・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める			
	公共用ベンチ広告板	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は 広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの			
		面積・規模等	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない ・版面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
			その他	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上 ・縦は1.2m以下、横は0.5m以下 ・数量 1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下 ・色彩 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること	
				・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上 ・縦は1.5m以下 ・数量 1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ・色彩 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	
電柱 広告物	突き出し広告	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上 ・縦は1.2m以下、横は0.5m以下 ・数量 1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下 ・色彩 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること			
	巻付け広告	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上 ・縦は1.5m以下 ・数量 1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ・色彩 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと			
アーチ広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上			
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること			
気球広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下			
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を保留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること			
	その他				
広告 幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下		
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下		
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上		
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下			
はり り 紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下		
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない		

色彩の基準	文	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
	字	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
	色	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
	等	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	—
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下 色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下 文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下 色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下				
	・配色調和に配慮すること				
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				

② 種類別基準					
種類及び項目			基準		
屋上広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと		
壁面広告物	面積・規模等	数量	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
			・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下		
	その他	数量	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
			・高さ		
			・面積・規模等		
			・数量		
塀及び垣広告物	面積・規模等	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下		
			・古い土塀には掲げないこと		
広告塔・広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下 ・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下		
		面積・規模等	・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下		
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下 ・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下		
		面積・規模等	・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下 ・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
	自立し、移動可能な広告板	公共用ベンチ広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
			・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限り) ただし、1の敷地に1基の設置は認める		
	共通	面積・規模等	・鉄道又は道路敷及びこれから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの		
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
電柱広告物	突き出し広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上		
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下		
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下		
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
	巻付け広告	その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること		
		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上		
		面積・規模等	・縦は1.5m以下		
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下		
	その他	色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと		

アーチ広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること
気球広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下
	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと
		・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
		・表示面にネットを用いてあること
広告幕	共通	・風速5m以上の時には掲揚しないこと
		・気球に補助綱があること
	のぼり	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下
		・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること
立看板	面積・規模等	・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	その他	・のぼりの全高は、2m以下
	その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上
はり札	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下
	その他	・脚部の長さは、0.5m以下
はり紙	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	その他	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第3種特別許可地域

① 一般基準

項目	基準			
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること			
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと			
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下			
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）			
危害防止の基準	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと			
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			
色彩の基準	・一般交通の用に供する道路路上に表示又は設置しないこと			
	・次の範囲内の色彩であること			
	地色	色相		
		R系	0.0R以上10.0R未満	明度 7.0以下 彩度 8.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下 8.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下 6.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下 4.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下 4.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下 4.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下 4.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下 4.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下 4.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下 6.0以下
		N系（無彩色）	制限なし	—
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし 12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし 12.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし 8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし 8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし 8.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし 8.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし 8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし 8.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし 8.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし 10.0以下
		N系（無彩色）	制限なし	—
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる			
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下			
	(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下			
	(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする			
	地色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下			
	色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下			
	色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下			
	文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下			
	色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下			
	色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下			
	・配色調和に配慮すること			
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる			
	ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること			

② 種類別基準

種類及び項目	基準			
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1／3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下		
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下		
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと		

壁面広告物	面積・規模等		・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下
	数量		・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	
		・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	
塀及び垣 広告物	高さ		・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
	面積・規模等		・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下
	数量		・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下
	その他		・古い土塀には掲げないこと
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下
	共通	自立し、移動可能な 広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		公共用ベンチ広告板	
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること
	巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上
		面積・規模等	・縦は1.5m以下
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと
	アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上
		その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること
気球 広告物	高さ	面積・規模等	・地上からの高さは、45m以下 ・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下 ・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること
	広告幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	
		・脚部の長さは、0.5m以下	
は り り 札 紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 一般地域

① 一般基準

項目		基準			
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
危害防止の基準	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50％以下				
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はりれ、はり紙を除く）				
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと				
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
色彩の基準	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
	・一般交通の用に供する道路路上に表示又は設置しないこと				
	・次の範囲内の色彩であること				
色彩の基準	地色	色相		明度	彩度
		R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	7.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下
	N系（無彩色）	制限なし	—		
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	10.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
		N系（無彩色）	制限なし	—	
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる				
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の30％以下				
	(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下				
	(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする				
	地 色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下				
	色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下				
	色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下				
	文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下				
	色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下				
色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下					
・配色調和に配慮すること					
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる					
ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること					

① 一般基準

種類及び項目		基準			
屋上広告物	高さ	・次の区分に応じた基準に適合すること			
		(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所※ 建築物の高さの1／3以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下			
		(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m（高度地区における最高限度が25m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下			
		(3) 上記以外の区域 ア 建築物の高さが15m未満の場合 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20m（高度地区における最高限度が20m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下 イ 建築物の高さが15m以上25m以下の場合 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは36m（高度地区における最高限度が36m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下 ウ 高さが25mを超える建築物には、表示又は設置しないこと			
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下			
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと			

壁面広告物			面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下(突き出し形式を除く) ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	
			数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	
			その他	・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること (1) 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 (2) 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下	
				・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	
				・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	
塀及び垣 広告物			高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	
			面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	
			数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	
			その他	・古い土塀には掲げないこと	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下		
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下		
			・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下		
		広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	
	面積・規模等		・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下		
			公共用ベンチ広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
	共通			面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限り) ただし、1の敷地に1基の設置は認める
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は 広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		
			突き出し広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
				面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
				数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
		色彩		・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
	その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと			
		・車道に出ないよう設置すること			
巻付け広告		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上		
		面積・規模等	・縦は1.5m以下		
	数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下			
	色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0			
その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと				
アーチ広告物			高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	
			その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること	
気球広告物			高さ	・地上からの高さは、45m以下	
			面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下	
				・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	
			その他	・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること	
広告幕				面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)
			その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
立看板			面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	
			・脚部の長さは、0.5m以下		
はりり 札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下		
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない		

【樫原市】

1. 許可基準

(1) 一般基準

一般基準は、許可地域の全域で、すべての屋外広告物の許可申請に対して適用される。

基準の種類	基準
美観上の基準	1 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。 2 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。 3 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
危害防止の基準	1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨若しくは振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。 4 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。
色彩の基準（マンセル表色系）	1 地色（背景・基調となる色）はR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。地色以外（文字・図柄等）はR・YR・Y系は彩度12以下、RP系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。 2 基準を超える彩度の色彩の使用は、合計30%以下とすること。
照明の基準	1 商業業務地エリア、沿道市街地エリア、大和三山眺望景観保全地区（第2種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅速度をゆるやかにすること。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。 2 田園・住宅地エリア、専用住宅地エリア、自然風致保全エリア、大和三山眺望景観保全地区（第1種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅しないこと。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。
可変表示式屋外広告物の基準	1 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件以外の電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えられることができる広告物（以下「可変表示式屋外広告物」という。）又はその掲出物件については、全てのエリア及び地区において設置を禁止するものとする。 2 可変表示式屋外広告物の設置に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1）道路交通安全の妨げとならないよう、できるだけ道路及び信号機から離隔すること。 （2）周辺の景観に配慮し、できるだけ明るさを抑えること。 （3）表示時間は、当該設置される事業所等の営業時間内のみとすること。 3 設置数は1の事業所等につき1個以下とする。ただし、複合商業施設等の2以上の事業所等（屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の2以上の棟をなす建物における2以上の事業所等をいう。）は、これを1の事業所等とする。

(2) 地区及び種類ごとの基準

樫原市内の許可地域は、以下の全7種類に区分されている。

- ①商業業務地エリア ②沿道市街地エリア ③田園・住宅地エリア ④専用住宅地エリア ⑤自然風致保全エリア
 ⑥大和三山眺望景観保全地区（第1種） ⑦大和三山眺望景観保全地区（第2種）

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、広告塔、広告板については、上記の地区区分ごとに基準がある。

塀垣広告物、電柱広告物、アーチ広告物、気球広告物、広告幕、立看板、はり札、はり紙は、全域共通の基準がある。

壁面又は敷地内の総表示面積を算出する際、可変表示式屋外広告物がある場合は、当該広告物の表示面積は4倍で計算する。

自立する広告物については、4m以下のものを広告板、4mを超えるものを広告塔と定義している。

10m以上の広告塔に対する行為については、景観法に基づく届出が別に必要となる。

① 商業業務地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/4以下
	総表示面積	・50㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない

壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 6 0 m ² 以下かつ壁面の 1 / 3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 2 0 m ² 以下
突出広告物	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
	下端高さ	・車道上 4. 5m以上、歩道上 2. 5m以上
	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 2 / 3 以下
	突出幅	・道路を上空占有する場合は、壁面から 1m以下かつ敷地境界から 0. 6m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 1 0 m ² 以下
広告塔・広告板	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
	上端高さ	・ 1 0 m以下
	表示面積	・ 1 面あたり 2 0 m ² 以下かつ敷地内の合計 3 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 7. 5 m ² 以下

② 沿道市街地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	【近隣商業地域、準工業地域、工業地域】 ・建築物の高さが 1 5m以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが 1 5m未満の場合：高度地区の上限以下かつ 2 0 m以下 【上記以外】 ・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 1 / 2 以下
	総表示面積	・ 1 0 0 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 6 0 m ² 以下かつ壁面の 1 / 3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・車道上 4. 5m以上、歩道上 2. 5m以上
	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 2 / 3 以下
	突出幅	・道路を上空占有する場合は、壁面から 1m以下かつ敷地境界から 0. 6m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 1 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は1面あたり1m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・鉄骨造 1 5m以下、木造 1 0m以下
	表示面積	・1面あたり 2 0 m ² 以下かつ敷地内の合計 5 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・上端高さは 1 0 m以下 ・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 1 0 m ² 以下

③ 田園・住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下かつ 1 5 m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの 1 / 2 以下
	総表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 1 5 m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 3 0 m ² 以下かつ壁面の 1 / 3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 1 5 m ² 以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

突出広告物	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
	上端高さ	・1.0m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	突出幅	・道路を上空占用する場合は、壁面から0.8m以下かつ敷地境界から0.4m以下
	1壁面の設置数	・1個以下
	総表示面積	・5㎡以下
広告塔・広告板	可変表示式の場合	・設置禁止
	上端高さ	・1.0m以下
	表示面積	・1面あたり2.0㎡以下かつ敷地内の合計3.0㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

④ 専用住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・4m以下
	表示面積	・敷地内の合計1.0㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

⑤ 自然風致保全エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑥ 大和三山眺望景観保全地区（第1種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・3.0㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・1.5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑦ 大和三山眺望景観保全地区（第2種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・建築物の高さが1.5m以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが1.5m未満の場合：高度地区の上限以下かつ2.0m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	・5.0㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない

壁面広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 6 0 m ² 以下かつ壁面の 1/3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4. 5m以上、歩道上 2. 5m以上
	上端高さ	・ 壁面の上端以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 2/3 以下
	突出幅	・ 道路を上空占用する場合は、壁面から 1m以下かつ敷地境界から 0. 6m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 1 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・ 1 0 m以下
	表示面積	・ 1面あたり 2 0 m ² 以下かつ敷地内の合計 3 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 7. 5 m ² 以下

共通基準

種類	許可基準
塀垣広告物	1 古い土塀には掲げないこと。 2 表示面積は、塀又は垣の立面積の 1/3 以下で、かつ、2 0 m²以下であること。 3 高さは、塀又は垣の上端を超えないこと。 4 同一の塀又は垣には、3 個以下であること。 5 総表示面積の合計は、6 0 m²以下であること。 6 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
電柱広告物	1 電柱に突き出す、又は巻き付ける広告物は、それぞれ 1 個以上取り付けないこと。 2 突出し広告 (1) 大きさは、縦 1. 2m以下、横 0. 5m以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、4. 5m以上あること。 (3) 道路中心線に向けて取り付けないこと。 3 巻付け広告 (1) 大きさは、縦 1. 8m以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、1. 8m以上あること。 4 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
アーチ広告物	1 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4. 5m以上であること。 2 アーチの上部には公共的な名称のみを表示し、その他の広告物は柱部に掲出するものであること。 3 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
気球広告物	1 気球は直径 3m以下、地上からの高さは 4 5m以下、係留する綱に架設する広告物は縦 1 5m横 1. 5m以下であること。 2 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 風速 5m以上のときには掲揚しないこと。 5 気球に補助綱があること。
広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)	1 懸垂幕は、縦 1 0m以下、横 1. 2m以下であること。 2 横断幕は、縦 1. 2m以下、横 1 0m以下であること。 3 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。 4 旗、のぼり等は、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商売の慣習として認められている場合に限ること。
立看板	1 大きさは、縦 1. 8m以下、横 0. 9m以下であること。 2 脚部の長さは、0. 5m以下であること。
はり札	表示面積は、1 枚につき、0. 5 m ² 以下であること。
はり紙	1 表示面積は、1 枚につき 1 m²未満であること。ただし、掲示板等に掲出する場合は、この限りでない。 2 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は、掲出しないこと。

(3) 上乗せ基準

許可地域の一部には、上乗せ基準がある。

景観保全型広告整備地区は、京奈和自動車道、大和高田バイパスの高架部の路端から両側200mの範囲に指定。

二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）、沿道市街地エリア（中和幹線）は、中和幹線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ
田園・住宅地エリア（県道橿原神宮東口停車場飛鳥線）、自然風致保全エリア（県道橿原神宮東口停車場飛鳥線）は、
県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ指定。

表示又は設置の場所	基準
景観保全型広告整備地区	広告物の上端の高さは10メートル以下であること。
二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 (1) 1つの壁面の表示面積の合計は24㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 (1) 敷地内の総表示面積は、24㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。 6 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
沿道市街地エリア（中和幹線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 3 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件は、広域幹線沿道区域の禁止地域に表示又は設置しないこと。
田園・住宅地エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 (1) 敷地内の総表示面積は、16㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。
自然風致保全エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。

2. 適用除外の基準

禁止地域では、適用除外の基準を超えると、屋外広告物の掲出はできない。ただし、自家用広告物は、許可申請により掲出できる場合がある。

許可地域では、適用除外の基準を超えると、許可を受ける必要がある。

地域		種類	適用除外の基準
禁止地域	歴史的風土特別保存地区	道標	・縦30cm、横75cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により5㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・1㎡以下
	歴史的風土保存区域及び風致地区	道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により7㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
	広域幹線沿道区域	道標	・縦80cm、横240cm以下 ・上端高さ4m以下、同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下
		自家用広告物	・10㎡以下 ・10㎡を超える場合は許可申請により表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
	上記以外	道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・7㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
許可地域	道標	・縦40cm、横105cm以下	
	自家用広告物	・10㎡以下	
	自己管理地広告物	・5㎡以下	